

越前おおの中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見

越前おおの中心市街地活性化協議会

1. はじめに

大野市の中心市街地は、越前大野城の東側に碁盤の目を形成し、永らく当地域の産業・経済・文化の中心地として、公共機関や商業等が集積し地域の文化を育むとともに、住民の生活を支える重要な役割を担ってきました。

しかしながら、近年、公共交通の弱体化や人口のドーナツ化現象、大規模集客施設の郊外立地などにより、中心市街地の役割が低下しつつあり、市民生活にも大きく影響することが懸念されております。

この深刻な問題に対し、大野市では「まちづくり3法」を活用し中心市街地の再生を図るべく「越前おおの中心市街地活性化基本計画」(素案)を策定し、その認定に向け準備を進めておられます。

さて、今回提示されました「越前おおの中心市街地活性化基本計画」(素案)では、これまで大野市が実施してきた事業経過や大野市が持つ資源を最大限に活用することによる「交流人口の増加」、「居住環境の向上」及び「商店街の活性化」が柱として位置付けられております。

そこで、本協議会では、これらの3つの視点を主な検討課題として、協議を重ね、本協議会の意見を以下のとおり取りまとめました。

2. 本協議会の意見

(1) 基本的な方針について

素案では、「交流」、「賑わい」、「安心」、「歴史・文化」をキーワードとして基本方針を掲げておりますが、これについては、観光客及び地域住民のニーズや大野市が持つ資源の活用面から見て妥当であると思われま

す。まちづくり3法では、立地規制も定められており、本計画においても、まちの郊外化を抑制し、都市機能を集約するコンパクトで誰もが利用しやすいまちづくりを実施するという考え方を示しております。

今後は、当市においても深刻な問題となっている少子高齢化社会の到来をはじめとした社会経済環境の変化に対応した効率的で持続可能なまちづくりが、観光客や近隣住民のみならず、郊外住民も含めた全市民のために必要である点を強く周知し、より一層の理解を得ることが必要であります。

(2) 市民の合意形成について

計画内容については、わかりやすい表現に配慮し、市民が理解しやすい内容となるよう工夫し、計画図面など視覚的に訴える方法を活用するなど、市民が本計画実施後の大野市の姿がイメージできるように提示していただくようお願いしたいと思います。

当協議会もコンセンサス形成事業としてセミナー・シンポジウム等の積極的な開催に努める所存であり、市におかれましても、市民の理解や計画に対する積極的な参画を促す取組みを進めるとともに、協議会の取組みに対する支援も併せて願うものです。

(3) 区域について

素案に定められている中心市街地区域については、当市の都市規模などを考慮すると妥当であると思われれます。

しかし、中心市街地区域に含まれない商店街でも、商店街再生のラストチャンスと捉え、今回の活性化対策に対する期待は大きく、自助努力による事業実施の機運も高まりつつあります。

そのため、市としても区域に含まれない商店街が中心市街地の活性化につながるような事業実施に至った場合には、これまでと同様の支援をお願いします。

(4) 立地規制について

大規模集客施設の立地規制は、地域の実情に合わせて国の基準をより厳しくし、準工業地域については5,000 m²、白地地域のうち真名川以西の地域については3,000 m²を超える立地を制限することとしたことは、当市の都市規模から見ても妥当であり、大野市独自としての方向性が明確でもあり、また中心市街地区域内での商業活性化を図る上でも、当協議会としても極めて有効なものと判断します。

(5) 交流人口の拡大について

中心市街地は本市における経済、文化等の中心であることから、「まちの顔」として賑わいの再生を図ることが大切であり、その手段としては、人口減少や少子高齢化が進む中、交流人口の拡大を図ることが重要であると考えられます。

そうしたことから、素案に定める中心市街地活性化の目標の一つである、まちなか観光による交流人口の増加については、交流人口拡大部会から提出された意見報告書にもあるように、特に 有終西小学校跡地整備事業、大和町市有地整備事業、朝市活性化事業について、重点事業として早期に取り組む必要があると考えます。

また、まちなかでの食やショッピングの楽しみの演出など、賑わいを創出する事業を関係機関・団体が連携し積極的に展開することが必要であると考えます。

(6) 居住環境の向上及び商店街の活性化について

「暮らしやすいまち」、「安心して歩いて暮らせるまち」の形成には、利便性、快適性、安全性等が大きな要素となり、これらはまちの魅力にもつながります。

また、商店街は、住民の生活を支える中心的役割を果たすものであり、人々が暮らしやすい場所であるための条件整備を進めながら、商店街における賑わい創出や魅力の向上を目指していくことが重要です。

そのためには、商業等活性化部会から提出された意見報告書にもあるように、居住者や来街者の利便性・安全性の向上、商店街自らの自立的・主体的取組みが必要であるとともに、活性化という目標に向かって、地域住民、商店街、関係団体、行政などが一体となって「まち全体の熟度」を高めていくことが重要です。

3. 最後に

素案に対しては、本協議会として上記のとおり意見を提出します。

商店街関係者にとって今回の基本計画に寄せる期待は、非常に大きいものがあり、認定後の計画を着実に実施していただくことを強く望むものであります。

本協議会においても、中心市街地活性化事業を推進するため、基本計画の進捗状況調査、商店街振興組合等への事業実施のためのサポート、その他関係団体との連携を図りながら、中心市街地活性化に向け最大限の努力をしていく所存であります。

なお、今回の意見書は素案に対するものであることから、今後、認定に向けた国との協議の中で修正があった場合には、当協議会に対してもその内容等について説明いただきますようお願いいたします。